

2025年5月28日

株式会社イオレ  
代表取締役社長 富塚 優  
(コード番号 : 2334)

## 2025年3月期 決算説明会 質疑応答について

当社は、下記の通り、機関投資家・アナリスト向けに2025年3月期 決算説明会を開催いたしました。当日の質疑応答をご参照ください。

記

1. 開催日時 2025年5月22日（木）15時30分～16時10分
2. 開催方法 オンライン配信（質疑応答含む）
3. 対象 機関投資家、アナリスト、報道関係者
4. 説明者 代表取締役社長 富塚 優
5. 質疑応答 次ページ以降の「機関投資家向け決算説明会質疑応答」をご参照ください。

以上

本件に関するお問い合わせ

株式会社イオレ アドミ U

Mail : [ir-enquiry@eole.co.jp](mailto:ir-enquiry@eole.co.jp)

## 機関投資家向け決算説明会 質疑応答

- ① **HR アドプラットフォーム事業の成長戦略について、具体的な計画を教えてください。特に、今後の市場拡大や新規顧客獲得のための取り組みについて詳しくお聞かせください。**

**冨塚：**すでに中期経営計画において記載しておりますところから、現状変更は特にございません。具体的にはここにあるように 5 つの施策を実行してまいります。まず第 1 に、収益性の高い業種業界における求人案件の獲得、2 番目には外部リソースの活用による商談数の最大化、3 番目には Indeed PLUS とのセット販売、4 番目には新規代理店の増加、そして最後に連携先メディアおよび既存代理店との連携の強化、以上 5 つを考えています。

- ② **「らくらく連絡網+（プラス）」の新機能開発や、データ整備に関する具体的な進捗状況を教えてください。これらの施策が収益にどのように貢献することを期待していますか。**

**冨塚：**「らくらく連絡網+（プラス）」の追加開発につきましては、基本的には昨年度の第 2 四半期時点で開示いたしましたとおり、停止しております。一部旧らくらく連絡網に類似機能がありまして、開発工数が少ない広告機能については最小限で開発を継続しております。

具体的に申し上げれば、「イチオシ」という機能および「任意プッシュ」という機能となります。基本的には上半期中には完了予定でございまして、その後予定はしておりません。これらの施策の効果でございますが、広告商品の追加となりますので、売上が増となります。

ただ、らくらく連絡網自体は、3 力年におきましても横ばいから 5% 程度の伸びしか想定をしておりません。らくらく連絡網事業については、売上増というよりは、コストダウンによって収益増を目指しているという状況でございます。

- ③ **Web3 事業の今後の改善策や具体的な展望についてお聞かせください。また、NFT 売却による利益はどのように事業戦略に反映される予定ですか。**

**冨塚：**Web3 事業は現状 8.3% 成長というところでございます。私たちといたしましては、2 月に開示しました中期経営計画においても注力事業の 1 つとして認識しております。われわれの事業の中では 2 番目に高い伸び率というところでございますので、新しく参入した新規事業との相乗効果も期待できるのではないかなと思います。また代理店開拓も引き続き積極的に展開をしておりま

す。代理店の数も順調に増えており、新商品開発によって新たな顧客層への販売も検討が始まっています。

それから、NFT 売却による特益ということでございますが、こちらに関しましては、昨年 4 月に開示いたしました NFT の売却益についてのご指摘かなと思います。こちら開示も記載の通り、ゲームタイトルのポートフォリオの見直しというものですので、すでに別のゲームタイトルのアイテムを購入して運用しているということでございます。

**④ 営業と運用に分割した新組織体制がもたらす具体的な効果について教えてください。この変革によって、どのような業務効率化や業績向上が見込まれていますか。**

**冨塚：**昨年度、機能別組織に変更して 1 年間この形で運営をしてまいりました。HR アドプラットフォームの新規獲得が非常に増えたということであったり、営業マンの教育は非常にうまくいったというプラス面もありましたが、逆に縦割りによる弊害という部分も散見されたため、この 4 月より一部組織を変更しております。

変更後の組織というのは、一昨年までの事業部制に近かった組織をより一歩進めて、プロダクト別の採算を追いかける形として、営業・運用だけではなくて、開発やマーケティングを含めて一体化して運営をして、収益性をしっかりと管理できる体制として、現在歩を進めているところでございます。

今回の変更によって、プロダクト別の収益を現場により意識してもらえるようになって、各機能がより連携して動ける体制になったと考えております。

**⑤ 採用支援システムの順調な成長を維持するための今後の施策や、市場環境の変化に対する対策について詳しく教えてください。**

**冨塚：**採用支援システム、いわゆる ATS でございますが、当社においてはジョブオレが該当いたします。ジョブオレについては、これまで HR アドプラットフォームを利用する際の入口としてご利用いただいているというケースがほとんどであります。HR アドプラットフォームについては昨年度順調に成長しており、今期も成長を見込んでいるため、これに比例して増加するものと想定しております。

他方、機能追加や他社との連携を通じて、オプション料などの追加課金により顧客単価を上げていきたいと考えております。これまで、応募の獲得に特化した ATS でしたが、今後は面接から採

用などに関する機能を充実させることで、採用に強い多機能 ATS という形で進化をさせていきたいと考えております。

⑥ **IR の開示で、「第二種金融商品取引業、投資助言・代理業や投資運用業、暗号資産交換業などの認可の取得、あるいは法令の変更に合わせた体制強化と許認可の準備を進めてまいります」とありますが、これは仮想通貨の取引所を開始するということでしょうか。**

**貞方：**開示に記載している暗号資産金融事業ですが、具体的には、暗号資産レンディング、暗号資産担保融資、暗号資産運用、ビットコイントレジャリーなどです。これらはあくまでも例示でございますので、含まれていないものは検討しないということでもありません。一方で、「参入を検討と記載しております」と記載している通り、現時点では、「参入 자체を決議している」という状況ではございません。参入 자체するかもしれないし、しないかもしれないというのが現時点の状況でございます。という前提で、ご質問についてはお答えさせていただきたいと思います。

暗号資産交換業、こちらにつきましてはご質問の通り、暗号資産取引所を開始するというのは通常想像できるところでございます。こちらも可能性として否定するものではございません。

先ほど例示したものの中で、暗号資産レンディングについてですが、こちらにつきましても暗号資産交換業が必要となる可能性があるものと認識しております。ユーザー様よりお預かりしました暗号資産ですが、資金決済法上は、暗号資産の管理に該当する場合は利用者保護のために分別管理が必須です。これについては、暗号資産交換業の登録がないといけないと解釈をすることもでき、場合によっては資金決済法違反になるのではないかというところも議論としてはございますので、明確に回避するには、暗号資産交換業者の登録が必要になる点も議論が必要だというところで、こちらも想定して記載しております。

ただ、本件の開示自体は3月26日にお出ししているのですが、その後4月10日に、金融庁から「暗号資産に関する制度のあり方等の検証」という資料が公表されております。こちらには、ここで該当するような暗号資産レンディングのようなスキームにおきましては、暗号資産交換業は不要というような記載が実際になされております。従いまして、現行法においては、交換業者の登録がなくても参入が可能というところの法的な整理が既についているという状況になっていると認識しております。このように暗号資産関連については、まさに現在法整備がなされているという状況でございますので、状況を注視しながら、どの許認可が必要なのかや、弊社が参入するべきなのかどうかについて、議論をしながら今、検討しているという最中でございます。必要に応じて許認可については取得する可能性があると考えております。

- ⑦ 暗号資産レンディングに関して詳しく教えてください。暗号資産担保ローンやイールドファーミングでしょうか。

**貞方**：こちらについても私からお答えさせていただきます。暗号資産レンディングですが、こちらは暗号資産担保ローン、あるいは暗号資産担保融資であると思っておりますが、これらとは区別して記載しております。

暗号資産レンディングについて、こちらは保有者さんから暗号資産を借ります。一定期間借りた上で、利息相当額を追加してお支払いしてお戻しするというものでございます。お借りした暗号資産を借りて返すまでの期間の間に、イールドファーミング、もしくは暗号資産運用などの行為によりまして、自社で増やし、結果、お返しするまでの間に増やした分から、その利息としてお支払いする分の差額が当社の利益になるというものが、この暗号資産レンディングと考えております。

この暗号資産運用のところは、AIのエンジニアを採用して暗号資産運用モデルを開発するというところが狙いになります。他方、資産担保融資、暗号資産担保ローンでございますが、いわゆる不動産担保ローンにおける担保は不動産と同じように、担保を押さえてお金を貸ししますと。お貸しした結果、利息をつけてお金を返済いただきますと。その利息分が利益になりますというスキームでございます。

こちらについては暗号資産関連の法律の検討を待たずとも、貸金業という形になります。担保が何であれ、お金を貸して事業をするとなりますとこちらの貸金業法が必要になりますので、暗号資産担保ローンや暗号資産担保融資をやる場合ということで決議した場合には、貸金業者としての登録を進めるということになると考えております。

以上